

○さつま町優良建設工事施工企業表彰実施要綱

令和7年3月13日
告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事について、適正な施工を確保するとともに、技術の向上に資するため、優良な建設工事に対し、その建設工事を行った企業を他の模範として表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 さつま町工事成績評定要領（平成20年3月策定）第2条に規定する工事成績評定対象工事をいう。
- (2) 企業 町の入札参加資格業者（特定建設工事共同企業体を含む。）であり、かつ、町が発注した工事を元請負したものをいう。
- (3) 表彰対象年度 表彰年度の前年度をいう。

(表彰の種類及び部門)

第3条 表彰の種類は、優良工事表彰とする。

2 優良工事表彰の対象となる建設工事（以下「表彰対象工事」という。）部門は、土木、建築及び設備の3部門とし、各部門に含まれる対象工種は次の各号に定めるところによる。

- (1) 土木部門 土木一式工事、舗装工事、造園工事
- (2) 建築部門 建築一式工事
- (3) 設備部門 電気工事、管工事、水道施設工事

(表彰対象工事等)

第4条 表彰対象工事は、前条各号に掲げる部門（以下単に「部門」という。）ごとに、表彰対象年度に完成した建設工事とする。

2 優良工事表彰の対象企業は、町内に営業所を有する企業であることを条件とする（工事の施工業者が共同企業体の場合は、構成員の全てが町内に営業所を有する企業とする。）。

3 表彰件数は、前条第2項各号に掲げる部門ごとに1件とする。

4 当該表彰における建設工事の選定は、工事成績評定点が80点以上の建設工事のうち、評定点の最も高いものから行う。ただし、工事成績評定点が同点となる場合は、前項の規定にかかわらず、当該同点となった建設工事全てを選定するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、表彰対象年度中に施工した建設工事のうち1件でも75点未満の評定点のものがある企業は、その対象とはしないものとする。この場合において、次点の者を繰り上げて表彰の対象とするものとする。

(失格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、表彰対象工事を施工した企業が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。

- (1) 表彰対象年度から表彰日までの間に、さつま町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成17年3月22日告示第12号）の規定に基づく指名停止処分を受けたとき。
- (2) 優良工事表彰の審議時において、町の納付すべき町税等に滞納があるとき。
- (3) その他表彰することが不相当と認められるとき。

(審査委員会)

第6条 優良工事表彰について審議するため、さつま町優良工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員)

第7条 審査委員会の委員は、副町長、総務課長、財政課長、建設課長、農林課長、水道課長及び工事検査専門員をもって充てる。

(委員長)

第8条 審査委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。ただし、副町長に事故があるとき又は欠けたときは、財政課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議等)

第9条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、優良工事について審査を行い、表彰する候補を決定する。
- 4 会議の議事は、委員長が出席した委員の意見を尊重して決定する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査委員会等の庶務)

第10条 審査委員会及び表彰に関する庶務は、財政課において行うものとする。

(会議結果の報告)

第11条 委員長は、会議の結果を町長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第12条 町長は、審査委員会の結果を参考に受賞者を決定する。

(表彰の方法及び時期)

第13条 優良工事の表彰は、年1回、町長が定める日に、表彰状を授与することにより行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。